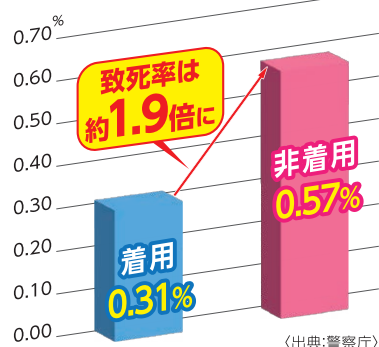


自分の命を守る。 家族の未来を守る。 自転車乗るなら ヘルメット。

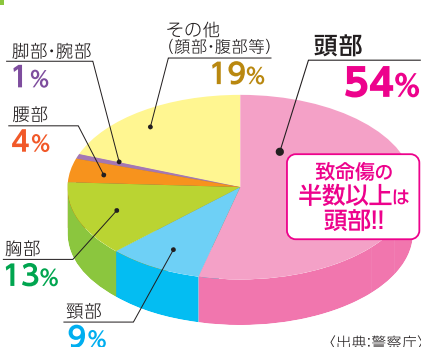


自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

自転車乗用中のヘルメット
着用状況別の致死率
【令和元年～令和5年合計】



自転車乗車中の死者の
致命傷部位
【令和元年～令和5年合計】



自転車乗車中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約1.9倍となっています。

自分や家族の大切な命と未来を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

※ 道路交通法が改正され令和5年4月1日から全国的に努力義務となっています(宮城県内では令和3年4月1日から自転車安全利用条例で努力義務化)。



詳しくは宮城県のホームページをご覧ください。



自転車でも飲酒運転は**ダメ!**

宮城県飲酒運転根絶に関する条例が改正され、

自転車も対象になりました。

● 県民の皆さんは

クルマはもちろん、自転車でも、
飲酒運転は絶対にしてはいけません。
自転車の飲酒運転を見かけたら、
クルマと同様、110番など適切な
措置を講じましょう。

● 事業者の皆さんは

従業員が事業目的でクルマや
自転車に乗るときは、酒気を帯び
ていないことを確認しましょう。

● 飲食店営業者の皆さんは

クルマや自転車を運転しようとする
人にお酒を提供してはいけません。
飲酒した客がクルマや自転車の
運転をするおそれがあるときは、防
止するための措置を講じなければ
なりません。



お酒が運転に及ぼす悪影響は、クルマも自転車も同じです。

飲酒運転 しない させない 許さない

宮城県 地域交通政策課 ☎ 022-211-2438

